

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について

〔昭和54年 8 月23日54林野企第82号農林水産事務次官依命通知〕

最終改正 平成20年 4 月 1 日19林政企第109号

第 3 林業経営改善計画

3 林業経営改善計画の認定

林業経営改善計画の認定基準は、法第 3 条第 3 項に規定されているが都道府県知事は、認定に際しては、特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化（1 か月以内）に努めるものとする。

- (1) 林業経営改善計画に記載された 2 の(4)のイの(イ)から(オ)の目標が、いずれをとっても都道府県の基本構想で定める「林業経営の類型ごとの指標」と同水準以上であることが望ましい。
- (2) 林業経営の改善に関する目標の達成が、林業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間の整合性、林業労働力の調達の実現性等からみて確実であると見込まれること。
- (3) 森林法第 5 条の地域森林計画に即したものであること。
- (4) 伐採、造林等の林業生産活動及び林道、作業道等の生産基盤の整備が適正かつ合理的に計画されていること。
- (5) 所要資金の額及び調達方法が林業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること。

第 4 合理化計画

2 合理化計画の認定

合理化計画の認定基準は、法第 4 条第 4 項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては、別途林野庁長官の定める事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。